

■平成30年度「第4次男女共同参画行動計画」に関する推進状況(実績)  
(計画年度:平成30年度~令和4年度)

別紙

基本目標 I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向1 男女共同参画意識を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

施策		方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	H30実績	課題と今後の取組
重点施策	女性活躍推進法 施策の名称							
①男女共同参画の教育の推進		継続	1	小・中・高・大学生等への出前講座の実施	一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるためには、基本的な人間性や社会性を身に付ける時期からの継続的な教育が重要であることから、小学生~大学生に対し男女共同参画について学ぶ機会として出前講座を実施する。	男女共同参画課	教育出前講座 1回 参加人数 17名 デートDV防止出前講座 19回 参加人数 2,180名 ライフデザイン形成支援セミナー5回 参加人数 367名	【課題】 ・出前講座において、各学校のニーズを把握し、その特性にあった出前講座を行う必要がある。  【今後の取組】 ・教育出前講座やデートDV防止出前講座については、事前打ち合わせを綿密に行い、実施校のニーズに合わせた講座を実施していく。 ・ライフデザイン形成支援セミナーについては、学校における座学ではなく、より具体的なキャリアプラン・ライフデザイン形成を育成するため、インターンシップ事業に内容を移行し実施していく。
		継続	2	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施	市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象に人権研修及びハラスメント防止研修を実施する。	人事課 男女共同参画課	人権研修の実施 (人事課主催研修項目内の一つ) 実施回数:2回 対象者:新採用職員、監督職 参加人数:174名  ハラスメント防止研修の実施 実施回数:5回 対象者:管理職、監督職 参加人数:420名	【課題】 ・各人権課題に対する具体的な事例を盛り込み、より一層効果的な研修としていく必要がある。 ・ハラスメントに係る具体的な事例・判例をより多く盛り込み、指導とハラスメントの境界を学ぶことができるよう研修内容を一層効果的なものとしていく必要がある。  【今後の取組】 ・改善しながら継続実施予定。 ・各人権課題の事例については、国や各自自治体の動向、法制度などの状況を踏まえながら内容を精査し、実施していく。 ・ハラスメントに係る事例・判例、最新の国の動向や法制度の状況を熟知した専門家を講師として招へいし、研修を実施する。
		継続	3	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施	子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、幼児教育に携わる保育士を対象に研修会を実施する。	男女共同参画課 保育課	実施回数 1回 参加人数 8名	【課題】 ・より多くの保育関係者への理解促進を図る必要がある。 ・ジェンダーや人権に配慮した保育がなされるよう、保育所保育指針に基づきながら、適切に保育に係る研修会を実施していく必要がある。  【今後の取組】 ・男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、研修を実施する。 ・ジェンダーや人権に配慮した保育がなされるよう、保育所保育指針に基づきながら、適切に保育に係る研修会を実施していく。
		継続	4	人権教育研修会の実施	本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図るため、各学校の人権教育主任等の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動の在り方等について学ぶ研修会を実施する。	学校教育課	・開催回数 2回(県、市合わせて) ・参加人数 186名(県、市合わせて)  市の研修会においては、指導主事から、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日文科省通知)に基づく取組の推進について、説明	【課題】 ・今日的な人権課題について、どの問題を焦点化し、学校現場で人権教育が推進できるよう具体的に示していくことが重要となる。  【今後の取組】 ・本市主催の研修会においては、今日的な人権課題の専門家を講師に迎える機会と、学校教育の現場に即した演習などの機会を隔年で実施する。
		継続	5	小学生への男女共同参画の啓発	基本的な人間性や社会性を身に付ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、子ども向けのパンフレットを活用した啓発を実施する。	男女共同参画課	教育参考資料「かがやき」発行・配布 5,500部(市立全小学校5年生)	【課題】 ・全小学校での「かがやき」の活用を目指し、教職員に対し、利用についての理解を深める必要がある。  【今後の取組】 ・引き続き、授業で扱いやすいよう、かがやきの配布の際に「活用の手引き」を添付し、活用促進を図る。

			継続	6	小・中学生へのキャリア教育の実施	児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、家庭や学校など身近な人々の職業や生き方を理解させたり、地域で働く人の職場見学や体験等を実施したりする。その際、個性や能力、興味等を大切に考える考え方についても指導する。	学校教育課	職場見学や社会体験学習等の実施校 ・93校(市立小・中学校全校)	【課題】 ・キャリア形成に必要な基礎的・汎用的能力を育てる。  【今後の取組】 ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進し、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。
			新規	7	女子学生へのキャリア教育支援	女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、性別に偏りのない職業選択を支援するための講座を実施する。	男女共同参画課	講座実施に向けた、事前協議を実施	【課題】 ・新規講座の実施にむけ、今までターゲットとしていない中高生にとって望ましい職業観やキャリア形成に結びつく講座の企画が必要である。  【今後の取組】 ・市内理系大学と連携した事業を実施し、魅力的な講座作りをするともに、多くの女子中高生やその保護者・教師が、理系分野への興味関心を高めるよう事業の周知に努める。
②男女共同参画についての広報・啓発活動			継続	8	市民への広報・啓発活動の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、広報紙やパネル展等を行い、重点的・集中的に啓発活動を実施する。	男女共同参画課	・広報紙による情報発信 4回 ・啓発パネル展の実施 4回	【課題】 ・男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、引き続き市民に対する啓発を実施していく必要がある。  【今後の取組】 ・引き続き、啓発推進月間等を中心に、広報紙やパネル展示などを行い、重点的・集中的に啓発活動を実施する。
			継続	9	市民への男女共同参画の啓発の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターで活動する団体などについて、情報誌やフェイスブックを活用して、広く市民に周知する。	男女共同参画課	情報誌の発行 年1回 フェイスブックによる、事業周知 随時	【課題】 ・より多くの市民に周知されるよう、記事の内容の充実や効果的な配布を行う必要がある。  【今後の取組】 ・市民への啓発として発信が必要な情報を、受け取り側が興味を持てる内容となるようなテーマ設定を行うとともに、適切な機会をとらえた効果的な配布に努める。
			継続	10	男女共同参画ニュースの発行	市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、審議会等への女性登用に向けた理解促進や、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、庁内LANを利用して男女共同参画に関する情報を提供する。	男女共同参画課	・年3回公開 「男女共同参画の視点からの防災」 「うつのみやDV根絶月間」 「仕事と介護の両立」	【課題】 ・新たな男女共同参画に関する課題等について周知を行うことが必要である。  【今後の取組】 ・市職員の意識啓発に必要な情報を提供できるよう、テーマ設定を行っていく。
			継続	11	男女共同参画表現ガイドラインの周知	刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、庁内ランで市職員にも周知・徹底する。	男女共同参画課	・ホームページでの周知 ・男女共同参画ニュースの公開に合わせ、庁内ランにおいて1回公開	【課題】 ・継続的な周知を図る必要がある。  【今後の取組】 ・職員に対しては、人権研修の機会や庁内ランを活用し「表現ガイドライン」の周知・啓発に取り組む。また、市民に対しては引き続きホームページで周知・啓発を図る。
			継続	12	活躍している女性の情報発信	女性が個性と能力を十分に発揮し、新しい発想や多様な能力を活かして、さまざまな分野へチャレンジする意欲の向上を図るため、身近なチャレンジ事例を広く紹介する。	男女共同参画課	・情報誌による啓発 1回 ・フェイスブックによる、事業実施に合わせた紹介 随時	【課題】 ・様々な分野へのチャレンジ促進となるような、ロールモデルになるような活躍する女性を情報発信していく必要がある。  【今後の取組】 ・情報誌やフェイスブックを効果的に活用し、様々な分野で活躍する女性を紹介することで、新たなことへチャレンジする意欲の向上を図る。
			継続	13	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の充実	子どもの健やかな成長のために、保護者に知っておいてほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。	生涯学習課	・「こどもるっくる」の発行 発行部数：年2回発行、各67,000部 配付先：市内の保育園・幼稚園等～中学校 及び公共施設 主なテーマ： 第15号(平成30年7月号) 「いつだってそばにいるよ～親子のきずなの深め方～」 第16号(平成31年3月号) 「親子のミカタ～家庭教育支援活動者のご紹介～」	【課題】 ・家庭教育の重要性に関心が低い親や仕事等により講座に参加できない親に対し、家庭教育に関する情報が十分に届いていないため、定期的に、自己肯定感の育成や各年代における子どもへの接し方など情報提供する必要がある。  【今後の取組】 ・情報誌は市内の保育園・幼稚園から中学生の子をもつ親に配付しており、普段仕事等により講座に参加できない保護者に対しても親学の情報を提供できる有効な手段でもあることから、「自己肯定感の育成」や「親子のふれあいの大切さ」を中心テーマとし、誌面内容を充実させるとともに、見やすくわかりやすい誌面づくりにも努める。

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

施策			方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	H30実績	課題と今後の取組
重点施策	女性活躍推進法	施策の名称							
●	★	③男性自身の意識の変革による家庭参画の促進	拡充	14	男性の家庭参画促進講座等の実施	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親のみならず、将来、父親となる独身男性も対象に加え、講座等の実施や広報・啓発活動を行う。	男女共同参画課	2回開催 ・父・子:クッキング 母:バランスボール 参加人数 34名 ・父・子:読み聞かせ 母:リースづくり 参加人数 13名	【課題】 ・参加者の確保に向けたより魅力的な講座の検討を行う必要がある。  【今後の取組】 ・今後も、魅力的な講座の企画とともに周知の強化を行い、効果的な啓発を行う。
			継続	15	ママ/パパ学級の実施	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども家庭課	参加人数 1,552名	【課題】 ・母子健康手帳交付時に参加を促し、ほとんどが夫婦で参加するなど、夫婦で協力した子育てに向けた支援が図られていることから、引き続き、夫婦共同による育児を推進するため、継続実施していく必要がある。  【今後の取組】 ・今後は、夫婦共同による育児を推進するため、夫婦での子育てや家族の健康づくりを実践できるよう妊娠中から産後の対応の変化や、子どもを迎える準備、育児の心構えなどの知識・技術の理解促進を図るとともに、受講者アンケートを活用しながら実施内容の検討を行う。
			継続	16	家族経営協定締結促進事業	農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。	農業委員会事務局	各戸訪問:68戸 協定締結件数:10件(累積件数:442件)	【課題】 ・制度の周知、推進対象者への働きかけ  【今後の取組】 ・制度のリーフレットを活用しながら周知に努め、関係機関との連携により推進対象者への働きかけを強化する。
		④男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消	継続	17	男性シニア層を中心とした男女共同参画推進講座の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課	講座実施回数 1回(ただし、2回連続講座) 参加人数 112名 歴史から学ぶ男女共同参画推進講座(全2回) 「津田梅子とアメリカ〜教育を通して女性の地位向上を目指す」	【課題】 ・男性シニア層が参加したいと思うようなテーマを設定し、周知の際にも、対象者が情報を手に入れやすいよう工夫する必要がある。  【今後の取組】 ・テーマに合わせ関係団体等に協力を依頼し、ターゲットに合わせた周知を行っていく。

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

重点施策	施策		方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	H30実績	課題と今後の取組
	女性活躍推進法	施策の名称							
★		⑤女性の活躍に向けた人材育成支援	継続	18	女性のためのキャリアアップ講座等の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課	講座実施回数 3回 参加人数 延べ65名 ・「パラレルキャリアと兼業・副業が個人・会社にあたる効果とは」 ・働く女性のwin-win-win講座①「社会人なら知っておきたい！お金の教養講座」 ・働く女性のwin-win-win講座②「人生を描くキャリアデザイン」	【課題】 ・参加者のニーズを確実にとらえた実践的な講座内容を実施していく必要がある。  【今後の取組】 ・キャリアアップを望む女性に講座情報が届くよう、商工会議所などと連携し意見交換を行いながら、より魅力的な事業を実施していく。
			継続	19	中小企業の一般事業主行動計画策定支援	働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対しコンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課	・コンサルタント派遣事業の実施 派遣先事業者数 5社	【課題】 ・誰もが働きやすい職場環境づくりや女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等を支援するため、中小企業へコンサルタントを派遣し伴走型の支援を実施してきたところであるが、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業者の裾野を広げ、多様な取組を促進するため、より幅広いの周知啓発が必要である。  【今後の取組】 ・みやシャイン女性活躍推進協議会や関係課等と連携しながら、リーフレットによる幅広い啓発を実施し、市内企業の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定支援の充実を図る。
			継続	20	一時預かり事業の実施	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の保育を行うことにより児童の福祉の増進を図る。	保育課	・一般型 公立2園 民間27園 ・幼稚園型 民間16園	【課題】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、保育サービスの充実を図る。  【今後の取組】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、保育サービスの提供をしていく。
			継続	21	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保	教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの事業による供給体制の確保を図る。	保育課	・平成30年10月1日時点における入所児童数 11,092名	【課題】 ・働き方改革の推進や幼児教育無償化など、社会環境や市民ニーズの変化を踏まえ、良質な保育サービスの提供・継続的な待機児解消を図る。  【今後の取組】 ・ニーズを踏まえ目標値を設定した「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施設整備や既存保育所における弾力化を活用するなどしながら、供給体制の確保に努めていく。
			継続	22	延長保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化や通勤時間等に伴う保育需要に対応するために、通常の利用時間以外の時間において保育所等で保育を実施することで、児童の福祉の増進を図る。	保育課	・公立10園/10園 ・民間99園/110園(補助対象園のみ)	【課題】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、保育サービスの充実を図る。  【今後の取組】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、保育サービスの提供をしていく。
			継続	23	病児保育事業の実施	病気及び病気の回復期にあたる集団保育の困難な児童を一時的に施設において保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。	保育課	・実施施設 病児保育⇒5園(うち送迎対応実施施設4園) 病後児保育⇒1園	【課題】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯の利便性や、施設の配置バランスを考慮した環境整備  【今後の取組】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、保育サービスの提供をしていく。
			継続	24	発達支援児保育の推進	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいのある児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくる。	保育課	・発達支援児保育実施園 公立10園 私立保育所34園 認定こども園8園 小規模保育施設2園 事業所内保育施設3園 ・医療的ケア児受入れ園 民間4施設	【課題】 ・保育所等における発達支援児、医療的ケア児受入れに関する理解促進及び受入れ促進 ・障がいの特性に応じた対応について、保育士等のスキルの向上  【今後の取組】 ・発達支援児の特性や、医療的ケア児に対する適切な保育の実施や、児童の状況に応じたきめ細かな支援の充実に取り組む。

● ★	⑥仕事と子育てや介護等との両立支援	継続	25	ファミリーサポートセンター事業の実施	一時的又は臨時的に子どもを預けることで、仕事その他の活動と育児を両立できる環境整備や、児童の福祉の向上を図るため、協力会員(育児の援助を行うことを希望する者)と依頼会員(育児の援助を受けることを希望する者)が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。	子ども未来課	会員数:2,716人 (依頼会員:2,013人, 協力会員:509人, 両方会員:194人) 活動件数:13,580件	【課題】 ・依頼会員と協力会員の適切なマッチングが行われた結果、13,580件の援助活動が実施された。今後においても適切なマッチングが行えるよう、協力会員を確保する必要がある。 ・社会環境の変化による新たなニーズに対応できるよう、協力会員の質を確保する必要がある。  【今後の取組】 ・今後とも利用希望者のニーズに応えられるよう、協力会員の数の確保について、広報紙等を通じて募集を継続するとともに、質の確保においては、ステップアップ講習会を社会環境の変化に応じたテーマ(救急救命等)で実施しており、今後も継続していく。
		継続	26	宮っ子ステーション事業の充実	放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。	生涯学習課	利用実績:23,109人	【課題】 ・子どもたちの体験活動などの充実を図り、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを推進するため、全ての小学校区での早期実施を図る必要がある。  【今後の取組】 ・今後、未実施校区に対して、学校区ごとの実情に応じた立上げのための支援を強化し、実施校区の拡大を図る。 ・また、実施校区については、活動メニューの共有や、情報交換会等を実施し、事業内容の充実と実施回数が増える。
		拡充	27	仕事と育児・介護等との両立に向けた意識啓発講座等の実施	仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向けて、「仕事と育児・介護等との両立」をテーマに、介護離職を予防するため、介護保険制度の周知等の講座等を実施する。	男女共同参画課	講座実施回数 3回 参加人数 延べ48名 ・働く女性のwin-win-win講座③ 「介護と仕事を無理なく両立する3つのポイント」 ・「子育てママの作戦会議」「子育てママのステキな働き方」 ・「育休ママの職場復帰準備セミナー」	【課題】 ・興味や関心が高いテーマや社会情勢を踏まえた講座を実施していく必要がある。  【今後の取組】 ・再就職を希望する女性に必要なスキルや情報を習得するセミナーの充実を図る。
		継続	28	結婚活動支援事業の実施	結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚観の醸成や結婚の希望を叶える支援等を行う。	男女共同参画課	実施回数:7回 参加人数:男性191名 女性180名 計371名	【課題】 ・男女間の応募者数に偏りが出ないよう実施内容や周知方法を工夫する必要がある。  【今後の取組】 ・課題やニーズを踏まえて女性が好む内容を盛り込むなど実施内容を充実させて実施する。
		継続	29	介護保険事業の着実な実施	高齢者等が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活が送れるよう介護保険事業を着実に実施するとともに、制度の利用方法やサービス内容について情報提供を行う。	高齢福祉課	・「介護保険の手引き」の発行 作成部数:13,000部 配布先: 各地区市民センター・出張所、 地域包括支援センター、 高齢福祉課窓口 等	【課題】 ・支援を必要とする高齢者等がサービスを利用できるよう「介護保険制度」の周知を図る必要がある。  【今後の取組】 ・「介護保険の手引き」による情報提供に取り組むほか、出前講座等も活用しながら、介護保険制度の理解促進を図る。
		継続	30	家族介護教室の実施	要介護高齢者の状態の維持・改善を図り、介護者が安心して介護が続けられるよう、適切な介護知識・技術習得のための講話及び講習や、介護に関する相談窓口の紹介、介護者同士の情報交換等を行う。	高齢福祉課	・家族介護教室の実施 実施会場:46会場 実施回数:60回 参加人数:921名	【課題】 ・対象者の発掘や介護者のニーズの把握に努める必要がある。  【今後の取組】 ・自治会連合会単位毎に年1回以上の実施(地域包括支援センターへの委託)と介護者交流会の年2回実施(宇都宮介護者の会への委託)を継続する。

							<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周知不足や応募の動機付けが弱いことなどから、応募者数が少ない現状である。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きり大賞の位置付けと審査基準の見直しを図っていく。</li> </ul>
		継続	31	男女共同参画推進事業者表彰(きり大賞)の実施	男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。	男女共同参画課	男女共同参画推進事業者表彰事業者数 3社
		新規	32	事業所における従業員の健康づくりの促進	事業主や健康管理担当者を対象とした講演会や研修会による啓発により、働く世代の健康づくりに対する意識を高めるとともに、従業員等を対象とした健康に関する講座の開催や健康情報の提供などを実施する。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く人の健康づくり講演会の開催 演題:経営の視点から考える従業員の健康づくり 参加人数:114名</li> <li>・事業所への出前講座の実施 実施回数:46回 利用団体:46社 参加人数:1,994名</li> <li>・職域に対する健康情報の提供 配布先:清原・平出工業団地などに立地する事業所 配布事業所数:延2,613社</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主等に対し、従業員の健康づくりの必要性について普及啓発するとともに、事業所が出前講座等を利用しやすい環境を整備する必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所における健康づくりの取組の重要性や取組の好事例について、講演会等を通して事業主等に対して働きかけを行い、事業所における健康づくりの取組に向けた支援を強化していく。</li> </ul>
		継続	33	勤労者向けWLB啓発セミナーの実施	勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セミナーを実施する。	男女共同参画課	<p>講座実施回数 4回 参加人数 延べ38名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方マネジメント講座 一般社員向け(全2回)</li> <li>・WLBセミナー 仕事と生活の両立を本気で考える(1)</li> <li>・WLBセミナー 仕事と生活の両立を本気で考える(2)</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より啓発の効果を高めるため、講座テーマについては、参加者の期待する内容と各講座の内容がミスマッチしないようにする必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシやフェイスブックなど、周知の段階において、対象者や内容を明確にすることで、参加者が希望する講座に参加できるよう取り組む。</li> </ul>
		拡充	34	WLB実践ガイドブックの配布	市内各事業所におけるWLBの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、WLBの取組に加え、労働法や労働環境改善策に係る知識の普及に繋がる有効な各種情報をまとめたガイドブックを事業所訪問等において配布する。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WLB実践ガイドブックの作成・配布 2,500部</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業所のWLB推進のため、事業所に対する啓発を継続して実施するとともに、より効果的な周知方法について検討する必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布手法を紙媒体による配布から電子媒体への移行など、より効果的な周知について検討する。</li> </ul>

<p>● ★</p> <p>⑦働きやすい職場環境整備に向けた支援</p>	継続	35	労働環境啓発冊子の作成・配布	雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関する冊子を作成・配布し周知啓発を行う。	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向け・勤労者向けガイドの作成</li> <li>・各事業所への配布等による、雇用に関する各種助成制度等の周知及び雇用への誘引</li> <li>・作成・配布部数(2種):各2,500部</li> <li>・ホームページ掲載</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用促進と労働環境の向上のためには、より多くの事業者・勤労者等へ情報発信できるよう効果的な周知方法を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの事業者・勤労者等へ情報発信するため、市ホームページ掲載の電子版を案内する「ガイドブック周知チラシ」の配布や、関係機関のメールマガジンや新聞広告等を通じた周知強化に取り組む。</li> </ul>
	継続	36	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証	企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」(認証内容の一つにWLBを設定)を認証する。	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CSRセミナー 1回</li> <li>・認証制度説明会 1回</li> <li>・認証式 1回</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜認証項目を見直し、常に実効性の高い制度にする必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の活性化のためには、企業における地域との協働のまちづくりを進めることが重要であることから、社会情勢の変化を的確に把握し、適宜認証項目等を見直しながら、引き続き「CSR認証制度」を推進していく。</li> </ul>
	継続	37	中小企業の一般事業主行動計画策定支援	働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し、コンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課	再掲(No.19)	再掲(No.19)
	新規	38	多様で柔軟な働き方の推進	勤労者個々人の事情や仕事の内容に応じて、テレワークなど、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、企業に対し、好事例の紹介などを通じた啓発、働きかけを行う。	男女共同参画課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WLB実践ガイドブックの作成・配布 2,500部</li> <li>・事業者向け・勤労者向けガイドの作成及び各事業所への配布(各2,500部)</li> <li>・ホームページ掲載</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様で柔軟な働き方を推進するため、市内企業に対し、より一層の啓発・働きかけが必要である。</li> <li>・雇用促進と労働環境の向上のためには、より多くの事業者・勤労者等へ情報発信できるよう効果的な周知方法を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WLB実践ガイドブックに好事例を掲載し、企業に対する啓発を行う。</li> <li>・より多くの事業者・勤労者等へ情報発信するため、市ホームページ掲載の電子版を案内する「ガイドブック周知チラシ」の配布や、関係機関のメールマガジンや新聞広告等を通じた周知強化に取り組む。</li> </ul>
	継続	39	労働相談の実施	個別労使紛争の早期かつ円満な解決を図るため、労働に関する諸問題について社会保険労務士等が総合的に相談に応じる相談会を実施する。	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月2回(第2木曜日、第4火曜日)</li> <li>・実施回数 24回</li> <li>・相談者数 39名(件)</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働環境の維持・向上を促進するためには、継続して相談機会を提供するとともに、個別労使紛争等の早期解決に向けた効果的な取組が重要である。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、労務関係の専門家である社会保険労務士による相談事業を実施するとともに、労働関係法令違反が疑われる案件については栃木労働局等へ相談をつなぐなど関係機関等との連携を強化し、個別労使紛争等の早期解決を図る。</li> </ul>
	継続	40	勤労者健全育成事業補助金	市内勤労者の健全な育成を図るため、市内に事業所のある中小企業の集合体又は労働組合の集合体が勤労者の健全な育成に必要な事業を実施する場合の費用の一部を補助する。	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付団体数:2団体(宇都宮地区労働組合会議、連合栃木宇河地域協議会)</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、より多くの市内関係団体等に当補助制度を認識してもらう必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内関係団体等に当補助制度を認識してもらうため、関係機関と連携し、対象となる団体等へ広く周知を行い、活用促進を図る。</li> </ul>
	新規	41	オフィス企業立地支援補助金	本市に事務職を雇用する営業所・支店、コールセンター等の「オフィス」を新設・増設する企業を対象に、家賃や地元雇用促進に対する支援策の充実を図り、更なる企業の集積や女性を中心とした雇用の受け皿を確保する。	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付実績 1社2件(賃借料補助、改修費補助)</li> <li>・事前相談件数 1件</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・50件程度の問い合わせを受けているものの、立地を希望した企業の対象者要件が合わず、オフィス企業の立地動向に即して、制度を見直す必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィス企業の立地を促進するため、令和元年6月に、オフィス企業の立地動向に即し、対象者要件の見直しを行った。今後は改正内容の周知を行い、引き続き、賃借料等の補助を行う。</li> </ul>

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

施策			方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	H30実績	課題と今後の取組
重点施策	女性活躍推進法	施策の名称							
●	★	⑧女性のチャレンジへの支援	継続	42	女性向け就職情報の提供	女性が社会のさまざまな分野で能力を発揮し、活躍できるよう、就職情報を提供する。	男女共同参画課	年48回	【課題】 ・就職情報の認知不足を解消する必要がある。  【今後の取組】 ・就職情報の提供について、セミナー等を通し、より多くの人に周知を行う。
			継続	43	プチ起業講座の実施	女性の起業を支援するため、起業の基本的知識を学ぶ講座を実施する。	男女共同参画課	年4回開催 参加人数 延べ102名	【課題】 ・それぞれの段階に合わせた講座構成を考える必要がある。  【今後の取組】 ・参加者の意見を踏まえ、講師とも連携し、構成について反映させていく。
			新規	44	女性チャレンジショップの実施	女性の起業を後押しするため、「将来的に自分のお店を持ちたい」と考えている女性に対し、実践を学ぶ機会を提供する。	男女共同参画課	実施回数 1回	【課題】 ・参加者をより多く呼び込むため、イベントの周知・広報を行う必要がある。  【今後の取組】 ・関係団体との連携やチラシ等を活用し、より一層の周知に努めていく。
			継続	45	就職マッチング事業	出産・育児等を理由に離職した女性求職者の再就職を促進するため、就職に必要なスキルや知識を身に付ける講座の実施から就職斡旋までを一連の流れでサポートするマッチング事業を実施する。	商工振興課	・就職に必要なプログラム(研修、資格取得講座、職場体験、キャリアカウンセリング)を実施した上での就職斡旋 ・女性再就職コース参加人数:11名 (うち就職者2名)	【課題】 ・雇用環境が改善し、労働市場における求職者の年齢層などが変化する中、新たな支援の対象者や内容の見直しが必要となっている。  【今後の取組】 ・昨今の就労ニーズが高まっている女性に対して、就職希望の視野を広げるため、新たに多様な業種・職種を知る合同企業説明会を設けることで早期就職を支援するほか、就職後のカウンセリングにも取り組み、定着促進を図る。
			継続	46	自立支援給付金事業	ひとり親の主体的な能力開発の支援及び就業に有利な資格取得を容易にするため、教育訓練対象講座費用の一部助成や修業中の生活費の負担軽減のための給付等を行う。	子ども家庭課	自立支援教育訓練給付金 受給者数 9名	【課題】 ・就業に有利な資格の取得を支援し、正規職への就労や就労収入の増加を図るため、引き続き、高等職業訓練促進給付金等事業をはじめ、更なる支援制度の充実と積極的な制度の周知を図っていく必要がある。  【今後の取組】 ・高等職業訓練給付金については、修業最終年度の支給額の増額(4万円上乗せ)や、支給期間の延伸(最大48月)を図る。 ・自立支援教育訓練給付金については、給付対象の拡大(実践教育訓練給付金対象事業の追加)を図り、就労に必要な資格の習得や労働収入の増加に意欲のある者に対し積極的な制度周知を行い、利用の推進を図る。
			継続	47	学び直しの支援	社会の変化に対応するための学び直しを支援するため、大学や専門学校等の実施する公開講座等の情報提供などを行う。	生涯学習課	市ホームページにおける学び直しの情報掲載 ・中学校卒業程度認定試験 ・高校卒業程度認定試験 ・大学の公開講座 ・就職(再就職)につながる講習など	【課題】 ・学び直しに関する各種情報を収集し提供してきたが、今後は情報提供などの間接的な取組だけでなく、市民の学び直しを直接的に支援する取組に踏み込んでいく必要がある。  【今後の取組】 ・学び直しに関する情報の収集や提供は継続しながら、各大学や職業訓練所などと積極的な連携を図り、土日や夜間に市有施設を活用した学び直しに関する連携講座を開催するなど、より具体的な学び直しの支援にも取り組んでいく。



⑨地域における男女共同参画の推進	継続	48	市民企画講座の実施	男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。	男女共同参画課	講座実施回数 6回 参加人数 延べ214名	【課題】 ・幅広い層への啓発を促進するため、様々な団体と協働で実施する必要がある。  【今後の取組】 ・男女共同参画に関連する団体のみならず、サークルや企業等と連携し、新たな層への啓発を行うとともに、連携団体の男女共同参画への理解を深めていく。
	拡充	49	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進	「宇都宮市地域防災計画」に基づき、女性や要配慮者等の多様な視点に配慮した避難所運営ができるよう、平常時より地域と行政との連携体制を構築するとともに、男女共同参画の視点からの啓発講座や出前講座等を実施し、その視点の重要性について啓発する。	危機管理課 男女共同参画課	[危機管理課] ・「第2次宇都宮市防災備蓄・調達計画」において、女性や要配慮者等の視点を踏まえた生活環境確保対策のため、備蓄の見直しを実施 ・防災出前講座の実施 実施回数 37回 参加人数 2185名 [男女共同参画課] ・1回開催(3回連続講座) 参加人数 50名	【課題】 ・地域における男女共同参画の視点からの防災や避難所の運営の重要性について理解促進を図る必要がある。  【今後の取組】 ・自主防災役員・リーダー研修会など、男女共同参画課以外の部署において開催する講座においても、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう講師情報等の提供等を行っていく。 ・災害時の女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営について、今年度作成予定の「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」において記載をおこなうとともに、出前講座における講座内容の更なる充実を図り、より多くの市民への情報発信を行っていく。
	新規	50	まちづくり活動応援事業	まちづくり活動への参加者の増加や活発化を図るため、スマートフォンを活用してまちづくり活動の情報発信と入手ができる仕組みをつくることと、活動への参加に対してポイントを付与し、活動参加のきっかけを創出する。	みんなでまちづくり課	令和元年10月本格運用予定	【課題】 ・まちづくり活動の参加者や担い手の不足により、地域社会の活力低下が懸念されていることから、地域の活性化の実現に向けて、多くの市民が適切な役割分担のもと、自発的にまちづくりに参加できるよう、まちづくり活動応援事業の制度設計とスマートフォンアプリケーション等を活用した事業の構築が必要である。  【今後の取組】 ・誰もが分かりやすく参加しやすい事業となるよう、試行運用を通して、市民、地域団体、NPO、企業からの意見聴取等を実施し、事業の確立を図るとともに、積極的に参加登録してもらうため、各種媒体(ホームページ、広報紙)やSNSを活用した周知啓発のほか、事業説明会による直接の働きかけを実施する。
	継続	51	親学出前講座の充実	保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	生涯学習課	親学出前講座の実施 実施回数 141回 参加人数 延べ6,394名	【課題】 ・講座実施後アンケートによる満足度は、約93%と高い満足度を得ている。しかし、仕事等の理由により、講座に参加できない親などへの学びの場の提供が課題となっている。  【今後の取組】 ・引き続き、家庭教育支援活動者との連携講座の充実や企業等の研修会における親学出前講座の実施などに取り組む。更に、多くの親が集まる場における親学出前講座の実施に向けて、就学時健康診断や入学前児童説明会、幼稚園等の年長児向け懇談会などにおける活用依頼を行う。
	継続	52	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施	各地域における生涯学習活動において、男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講演会の実施や、男女共同参画推進センターが講座プログラム等を提供する。	男女共同参画課 生涯学習課	[男女共同参画課] ・生涯学習センターとの情報共有 [生涯学習課] ・生涯学習センターにおける男女共同参画推進講座の実施 講座数 6講座 実施回数 19回 参加人数 延べ335名	【課題】 ・生涯学習センターと男女共同参画推進センターそれぞれにおいて市民への学習の機会を提供しており、相互に情報提供を行う必要がある。 ・連携を密に図りながら講座数を増やし、男女共同参画の推進に取り組む必要がある。  【今後の取組】 ・随時、情報提供を行いつつ、それぞれの特性を生かした市民への学習の機会の提供を行っていく。 ・生涯学習センターでの講座のねらいと男女共同参画推進センターの講座プログラムの内容の調整などを図りながら男女共同参画推進講座に取り組んでいく。

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

施策			方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	H30実績	課題と今後の取組
重点施策	女性活躍推進法	施策の名称							
●	★	⑩市の政策・方針決定過程における女性の登用促進	継続	53	審議会・委員会等への女性登用促進	審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、女性の登用促進のための仕組みの検討や、庁内関係各課に働きかけを行う。	男女共同参画課	・庁内への審議会委員会等における女性登用の周知啓発 1回	【課題】 ・本市においては、審議会等における女性の割合が全国と比べて低い状況であるとともに、減少傾向にある。  【今後の取組】 ・今後は、これまでの取組に加え、身近な地域における女性の活躍事例等を発信するなど、女性の更なる登用促進に取り組んでいく。
			拡充	54	女性のためのリーダー養成講座の実施	男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを養成するための講座を開催する。	男女共同参画課	・講座実施回数 1回 参加人数 延べ17名 「働き方マネジメント講座 経営者・管理職向け」 ・県主催事業「ウーマン応援塾」本市参加人数 3名	【課題】 ・職場だけに限らず、地域や団体など様々な分野での女性リーダーを養成する必要がある。  【今後の取組】 ・地域や企業など、ターゲットに合わせた団体等と協力連携しながら事業を実施することで、効果的な啓発を行えるように取り組む。
			継続	55	本市の女性職員へのキャリア・アップ研修の実施	将来の女性リーダー育成を視野に、女性職員のキャリア意識の醸成とモチベーションの向上、女性リーダーに求められるスキル等の習得を図るため、女性職員のキャリア・アップ研修を実施する。	人事課	・女性職員のキャリア・アップ研修実施 実施回数：2回 対象：新任の総括・主任 参加人数：58名	【課題】 ・女性職員の初期キャリアの充実に資する研修内容としていく必要がある。  【今後の取組】 ・継続実施予定。 ・本市女性職員の活躍に向けたアクションプラン改定に伴い、事業の効果を改めて検証し、研修対象者や内容を検討していく。
			継続	56	本市管理職等職員へのキャリア支援研修の実施	女性職員が仕事と生活の両立を図り、更なる活躍につなげるため、重要な役割を担う管理職等が女性の部下のキャリア支援に必要な考え方や知識の習得を図るため、女性活躍推進キャリア支援研修を実施する。	人事課	・女性活躍推進キャリア支援研修実施 実施回数：1回 対象：新任の課長級 参加人数：28名	【課題】 ・部下のキャリア支援に加え、長時間労働の是正などの働き方改革や男性の家事・育児参加の促進に資する内容を盛り込む必要がある。  【今後の取組】 ・継続実施予定。 ・本市女性職員の活躍に向けたアクションプラン改定に伴い、事業の効果を改めて検証し、今後の研修内容を検討する。
★	★	⑪自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進	継続	57	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発	管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料（パンフレット等）を作成・配布し、企業や地域に周知・啓発する。	男女共同参画課	情報誌の発行 1回	【課題】 ・様々な分野への参画促進のため、身近なロールモデルとなるような活躍女性の情報発信を行っていく必要がある。  【今後の取組】 ・様々な分野で活躍する女性を紹介するとともに、情報誌を通し、市民に親しみやすい内容で、女性の意思決定の場への参画促進の啓発を行う。

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策			方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	H30実績	課題と今後の取組
重点施策	女性活躍推進法	施策の名称							
			継続	58	DVの未然防止対策の推進	<p>社会全体にDVについての理解を深めるため、民生委員・児童委員、医療機関等への啓発を実施するなど、市民協働により、広く市民への啓発に取り組む。</p> <p>学校等との連携を強化し、より多くの学校等で生徒や保護者等にデートDV防止出前講座などを実施する。</p>	男女共同参画課	<p>・民生委員・児童委員等に対する啓発講座の実施 実施回数：5回 参加人数：195名</p>	<p>【課題】 ・講座を通し、DVについてや被害者への対応について情報を発信していく必要がある。</p> <p>【今後の取組】 ・地域住民の情報が入りやすい立場にある民生委員・児童委員等へのDV防止啓発や窓口の周知を行うことにより、早期の相談につなげる。</p>
			継続	59	相談体制の充実	<p>広報紙・リーフレットの配布やステッカーの貼付など、様々な機会や手段を活用した広報活動を行う。医療機関や公共施設のほか、被害者のより身近なところでの効果的な周知場所を検討し、広報活動を行う。</p> <p>個々の相談事案に応じて、適切な対応がとれるよう、相談員の専門性の向上に向けた研修を充実する。</p> <p>被害者の状況に応じて、カウンセリングや法律相談を実施する。相談内容等に応じて、各種行政手続や自立支援事業の内容などについて教示するとともに、関係部署と情報を共有し、連携を図りながら、相談支援を行う。</p> <p>とちぎ男女共同参画センターや民間支援団体、市町及び警察等との一層の連携強化を図り、被害者の状況に応じた相談支援を行う。</p> <p>法律に基づく専門的相談が必要とされる場合は、弁護士や民間支援団体との連携により、相談支援を行う。</p> <p>男性を対象とした相談窓口の設置など、市民のニーズに対応した相談体制について検討する。</p>	男女共同参画課	<p>・広報紙による相談窓口の周知 毎月 ・市有施設へのリーフレットの配布 年1回</p> <p>・弁護士相談 実施人数 86名 ・カウンセリング 実施人数 19名</p>	<p>【課題】 ・「市配偶者暴力相談支援センター」の認知度を高めるため、更なる広報活動を行う必要がある。</p> <p>【今後の取組】 ・地域ボランティアと協力し広報活動を行うなど、新たな周知機会や場所の創出に努める。</p> <p>【課題】 ・相談内容が多様化・複雑化していることから、相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、相談員の資質の一層の向上を図り、関係機関との連携を強化する必要がある。</p> <p>【今後の取組】 ・相談員の外部研修への積極的な参加を促すと同時に、内部研修を活用し、相談員の資質の一層の向上に努める。 ・また、関係機関との連携強化のため、子ども家庭支援室と情報交換会を実施するなど、より一層の連携強化を図る。</p>

⑫配偶者や恋人からの暴力対策の推進(DV対策基本計画)	継続	60	緊急時における被害者の安全の確保	一時保護における関係機関との連携、保護命令制度の利用	男女共同参画課	保護命令書面回答件数 8件	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険性の高い相談者に対しては、相談者と相談員の双方の安全確保が必要である。</li> <li>・保護命令制度を活用する際は、事前の相談の際に聞き取りをもれなく行う必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険性によっては、警察への協力要請を行うなど、安全性の確保に努める。</li> <li>・保護命令が想定される相談者には、書面回答を行うことを念頭に置き、相談者に適切な情報提供を行い、制度の円滑な利用を行うことができるよう努める。</li> </ul>
	継続	61	被害者の自立支援体制の充実	各種手続が必要となる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」などを発行するほか、裁判や調停の手続など、被害者が慣れない法的手続を円滑に進めることができるよう、助言・支援等を行う。関係部署との情報共有・連携を図りながら、被害者の状況や必要に応じて、行政手続等における同行支援を行う。	男女共同参画課	同行支援した被害者の人数 6名	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書の発行や各種手続きへの助言の他、被害者の状況に応じた支援を行う必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の置かれた状況に合わせ、関係部署との連携を図りながら、適切な支援を受けられるよう努める。</li> </ul>
				被害者の安全を確保するため、住民基本台帳事務における支援措置等により、被害者の住所が加害者に漏えいすることを防止する。情報の共有化を進め、庁内関係課との連携を強化し、関係各課においても被害者の住所等の情報が加害者に漏えいしないよう、厳正な情報管理を行う。		<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係課と連携を強化し、関係各課においても厳正な情報管理を行う必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV防止庁内連絡調整会議」や窓口職員を対象とした「二次被害防止研修」、「DV被害者対応マニュアル」等において、情報管理の徹底について注意喚起を図る。</li> </ul>	
				被害者の子どもの心身の健康を取り戻すために、民間支援団体と連携しながら、心身回復に向けた支援プログラムやイベント等を実施する。児童虐待に係る相談等に対し、電話、面接等により必要な支援を行うとともに、関係機関等への案内等を実施する。発達に何らかの遅れや問題のある被害者の子どもに対して、個々の特性に応じた発達支援を提供するとともに、必要に応じて児童相談所などの関係機関を紹介する。教育センターにおいて、子どもの心のケアと発達に関する悩みに対応する。		自立支援事業の子ども参加人数 延べ78名	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVの行われている家庭の子どもは、面前DVやその他の虐待を受けていることが多く、子どものケアのため関係機関との連携を行う必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの虐待に対し、関係機関と連携し、必要な支援を行う。</li> <li>・面前DVなどを経験した子どもは、生活が落ち着いてもそれまでの反動が出やすいことから、継続的に民間団体と連携し、子どもを支援するプログラムを実施していく。</li> </ul>
				一時保護などの危機的状況を脱した被害者とその子どもを対象に、自立に向けた各種講座や相談会など、民間支援団体との連携により協働で取り組む。日常生活において必要ときに被害者に寄り添える支援者の育成が求められることから、地域で見守ってくれる人を養成する。		自立支援事業の参加人数 延べ242名	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立のためには、経済基盤をしっかりと持つことが重要であるため、就労支援に力を入れる必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援講座について、より被害者の自立を促進する内容となるよう検討を行う。</li> <li>・地域での支援を広げるため、出前講座などを行い、理解促進を図るとともに、地域ボランティアと協力し、支援の強化を図る。</li> </ul>
	継続	62	関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進	庁内の関係部署で構成される「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、虐待等に係る関係部署との連携を強化する。	男女共同参画課	DV防止庁内連絡調整会議 1回開催	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未然防止に向けた関係部署等との連携強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、虐待等に係る関係部署との連携により、取組を効果的に推進する。</li> </ul>
				関係機関等で構成される「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討や取組課題の解決を図るとともに、「虐待・DV対策連携会議」を開催するなど、虐待等に係る関係機関等との連携を強化する。		虐待・DV対策連携会議 1回開催	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進を図る必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通して連携しながら、関係機関等の相互の連携や情報の共有を図るほか、出前講座を通じた各地域の民生委員・児童委員等に対する啓発に取り組んでいく。</li> </ul>

⑬女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止	継続	63	セクハラ等被害防止啓発の実施	セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、企業に対するセクハラ等被害防止啓発チラシの配布や男女共同参画推進週間、月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発を実施する。	男女共同参画課	・WLB実践ガイドブックの作成・配布 2,500部	【課題】 ・セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、引き続き啓発を実施していく必要がある。  【今後の取組】 ・職場におけるセクハラ防止のため、ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布等の機会を活用し、企業への啓発を効果的に行うとともに、男女共同参画推進週間、月間等におけるパネル展示により啓発を実施する。
	継続	64	性暴力・性的被害等の未然防止	「AV出演強要・『JKビジネス』等に関する被害防止」に向けた注意を呼びかけるため、強化月間等に合わせ、市のホームページ等の各種媒体を活用した周知啓発を行うとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)や警察等と連携を図りながら未然防止に努めていく。	男女共同参画課	・強化月間に合わせた「広報うつのみや」4月号での周知啓発、及び相談専用電話番号の掲載 ・市ホームページにおける周知啓発	【課題】 ・被害防止に向け、関係機関等と連携し、周知啓発が必要である。  【今後の取組】 ・強化月間等に合わせた周知啓発を行うとともに、各種媒体やイベント等を活用した周知啓発に努める。
	継続	65	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発	ストーカー被害者等に対し、被害者の状況に応じた相談支援を行うことが重要であることから、虐待・DV対策連携会議等において、被害の相談を受けた際の支援手順や部署間の連携を確認し、相談体制の充実を図るとともに、被害にあわないよう防犯講習会などにおいて周知に努める。	男女共同参画課 生活安心課	[男女共同参画課] ・虐待・DV対策連携会議 1回開催 [生活安心課] ・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催 開催回数 253回 受講者数 8,244名	【課題】 ・未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進を図る必要がある。 ・防犯講習会において、わいせつ等の重点抑止犯罪防止対策について啓発を行っており、防犯意識の向上のためには継続的な啓発活動が必要である。  【今後の取組】 ・「虐待・DV対策連携会議等」の虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通して連携しながら、関係機関等の相互の連携や情報の共有を図る。 ・開催にあたり引き続き自治会や学校等と連携を図りながら、防犯講習会を実施していく。
	新規	66	青少年の性的被害未然防止の啓発	JKビジネス等新たな形態の「性の商品化」による被害者が若年女性に多く、被害者は、長期間にわたって心身の安定を損ない、社会参加が困難になることがあるため、中高生やその保護者に対して、新しい形態の性の商品化に関する情報提供や被害者にならないための周知啓発を行う。	青少年自立支援センター	・JKビジネス被害防止啓発チラシを、青少年巡回指導員班長会議の際に各班長へ配布し、巡回指導活動等において周知するよう依頼	【課題】 ・被害未然防止のため、より多くの中高生、保護者等に周知する必要がある。  【今後の取組】 ・保護者が対象の一日巡回指導体験等の機会を活用するなど、引き続き周知啓発を行う。
	新規	67	SNSを通じた被害等の未然防止	SNSを利用した異性とのトラブルや性的な被害は、メディアの特性から、専門的な知識がないとその情報の削除は難しく、当事者以外にも広がり、被害者が受ける精神的ダメージは大きく、立ち直りが難しい。このため、子どもや保護者とともに、広く一般に対してもSNS利用についての注意喚起を行う。	男女共同参画課 学校教育課	[男女共同参画課] ・人権週間啓発パネル展での周知啓発 ・人権講話(携帯電話安全教室)の実施 実施数:市立中学校8校 [学校教育課] ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づき、児童生徒への情報モラル教育や保護者への意識啓発を図るほか、学校や家庭、地域等と連携し、スマホの使用に係る問題から児童生徒を守るための取組を推進するとともに、ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を実施 ・児童生徒や保護者を対象とした出前講座の実施	【課題】 ・SNSを通じた被害等は未然防止が重要となることから、子どもや保護者とともに、広く一般に対しても継続的な注意喚起を行う必要がある。 ・小中学生のスマホ等の所持率が年々増加傾向にあり、児童生徒をスマホ等によるトラブルや犯罪被害から守るため、周知啓発を更に積極的に行う必要がある。  【今後の取組】 ・人権擁護委員や関係機関等と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動を行っていく。 ・令和元年度より、外部有識者(専門事業者を含む)による講話を全中学校で実施するとともに、小学校においても5・6年生を対象にした出前講座を積極的に実施する。

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

重点施策	施策		方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	H30実績	課題と今後の取組
	女性活躍推進法	施策の名称							
⑭性についての理解促進			継続	68	性教育サポート事業の実施	人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全校の中学3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回程度実施する。	学校健康課	・「性に関する講話」の実施 市内全中学校25校	【課題】 ・親子で性について考える機会が少ない。  【今後の取組】 ・親学の視点から保護者にも広く周知して参加を呼びかけ、親子で性について考えられるきっかけとさせたい。
			継続	69	エイズ予防啓発普及活動の実施	エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。	保健予防課	・エイズ予防教育出前講座の実施 実施回数 18回 参加人数 3,657名 ・パンフレット等配布 配布回数 83回 配布部数 4,442部	【課題】 ・次世代を担う若い世代に対し、継続してエイズ・性感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発を図る必要がある。  【今後の取組】 ・今後とも、エイズ予防教育を実施する学校と連携を図り、対象者の特性に合わせた予防教育を実施するとともに、世界エイズデーに合わせた啓発物品の配布等の啓発活動を大学や企業と連携して引き続き実施する。
			継続	70	性といのちの健康教育の実施	思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるため、小・中・中学生を対象とした保健師等による性といのちの健康教育を実施する。	子ども家庭課	受講者数 4,373名	【課題】 ・小中学生に対する出前講座を通し、性と健康に関する正しい知識について周知啓発を実施した。また、地区担当保健師等が実施したことで、地域保健と学校保健の連携に繋がっており、より効果的・効率的に事業を実施していく必要がある。  【今後の取組】 ・今後は、思春期の健康教育については、学校保健でも積極的に実施されている現状を踏まえ、対象者を再整理するとともに、思春期の若者が性と健康に関する正しい知識を理解・習得できるよう、引き続き、学校や教育委員会、保健予防課等と連携を図りながら、健康教育を実施していく。
			新規	71	LGBTに関する理解促進	近年、国内においての関心が高まっているLGBTについて、市のホームページやリーフレット、人権週間などを活用した正しい情報提供と理解促進を図るとともに、当事者に対する相談窓口の周知を行う。	男女共同参画課 学校教育課	・小学生向けリーフレット作成、配布（小学5年生に毎年配布） ・市有施設における多目的トイレの表示 363箇所 ・啓発ポスター、ボールペン作成、配布 ポスター 100部 ボールペン 1,000本  ・本市人権教育主任研修会(6月)及び、校長会議(7月)において、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日文科省通知)に基づく取組の推進について、資料配布、説明	【課題】 ・LGBTへの理解促進を図るため、研修機会の確保や周知啓発活動の実施など、継続した周知啓発が必要である。 ・学校が具体的な対応を進めていく際の相談窓口を明確にする必要がある。  【今後の取組】 ・LGBTへの理解促進を図るため、当事者支援団体等との定期的な意見交換をしながら、効果的な手法により、啓発講座の開催などを実施していく。 ・学校教育課内各グループ、教育委員会事務局内および関係各課との情報共有を緊密にし、適切な情報提供と理解促進を図る。
			継続	72	性差に応じた健康についての理解促進	男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座を実施する。	男女共同参画課	講座実施回数 3回 参加人数 延べ105名 ・働く女性のwin-win-win講座④「からだ・こころbijin女性のための健康講座」 ・WLBセミナー④「体が資本！社会人のための健康づくり講座」 ・女性の健康力アップ講演会「女性ホルモンを整えて女子力をキープしよう！」(保健センター共催)	【課題】 ・より多くの市民に参加してもらえるよう、興味関心の高いテーマや社会情勢を踏まえた講座を企画する必要がある。  【今後の取組】 ・より充実した内容にするため、関係機関と連携し講座を実施するとともに周知に努める。
			継続	73	がん検診の実施	健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。	健康増進課	・胃がん 25,968人 ・肺がん 44,563人 ・大腸がん 40,653人 ・子宮がん 22,411人 ・乳がん (視触診) 2,426人 ・乳がん (マンモグラフィ検査+超音波検査) 8,980人 ・前立腺がん 15,510人	【課題】 ・今後がんの早期発見・早期治療につなげていくため、更なる未受診者対策の強化が必要である。  【今後の取組】 ・がんの早期発見・早期治療を図るため、引き続き、各種がん検診を実施するとともに、より多くの方に受診してもらえるよう、早期健診や総合健診など、市民が受診しやすい健診の拡充や未受診者への個別受診勧奨に取り組むほか、広報紙や地区回覧、市ホームページ等を活用した普及啓発を行うなど受診率向上に努める。

⑮性差に応じた健康支援	継続	74	女性の健康 力アップ事業 の実施	女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。	健康増進課	・女性の健康力アップ講演会の開催 参加人数 88名 ・女性の健康週間イベントの開催 参加人数 1,300名	【課題】 ・女性の各ライフステージにおける特有の疾病とその予防方法等について、幅広い年代の市民に普及啓発しているが、青壮年期世代の参加者がやや少ない状況であるため、今後は青壮年期女性へのアプローチ強化が必要である。 【今後の取組】 ・青壮年期の女性に興味・関心の高いテーマを選定するとともに、ララスクエア内店舗等と連携し、周知方法や内容の充実を図りながらより効果的な普及啓発に取り組んでいく。
	拡充	75	妊産婦健康 診査の実施	妊娠中に限らず、出産後も母親の生活環境は大きく変化するため、心身の不調が現れ、職場復帰や再就職を考えていても断念するなど、産後うつは、女性が就業を継続し、活躍する上での影響が大きい問題であることから、これまでの妊婦健康診査に加え、産後2週目と1か月目の産婦検診時に産後うつ検査を実施し、異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。	子ども家庭課	・利用率 妊婦健診:87.4% 産婦健診: 2週間健診 71.2% 1か月健診 90.0%	【課題】 ・安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、引き続き、受診率の向上に向けた周知啓発に取り組みながら、妊産婦健康診査を継続実施していく必要がある。 【今後の取組】 ・今後とも、妊娠中及び産後の異常の予防や早期発見・早期治療を促し、妊産婦の適切な健康管理を行う。また、事業の趣旨を含めた制度の十分な周知を行い、受診率の更なる向上に努めながら、健康診査を継続して実施する。また、支援が必要な産婦を早期発見し、産後ケア、産後サポート事業などにつなげ、切れ目ない支援を実施していく。
	継続	76	不妊に悩む 人への支援	子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。	子ども家庭課	・特定不妊治療費助成費 受給者数 688件 ・人工授精治療費助成費 受給者数 233件	【課題】 ・特定不妊治療における市独自の上乗せや、人工授精治療における市独自助成による充実を図っており、引き続き、子どもを持ちたい方の希望を叶えられるよう、不妊治療を受けている夫婦への助成の充実に取り組む必要がある。 【今後の取組】 ・今後は、国の制度改正を受け、男性不妊治療費の初回助成額を15万円から30万円に拡充することに伴い、制度内容を確実に知ってもらうとともに、当該助成を必要とする人が確実に利用できるよう、市ホームページや広報紙による広報に加え、医師会などの関係機関と連携し、不妊治療を実施する医療機関でのリーフレットの配置など、効果的な制度周知に努めていく。
	継続	77	こころの健康 づくり対策	こころの健康の保持増進を図るため、精神保健に関する正しい知識の普及啓発につとめ、精神疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。	保健予防課	・こころの健康に関する健康教育の実施 実施回数 62回 受講者数 3,434名	【課題】 ・精神保健やこころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、精神疾患の早期発見・早期治療につなげる。 【今後の取組】 ・こころの健康づくりを強化するために、市民一人ひとりが、自らのストレスに対するセルフケア能力を向上できるよう、引き続き、こころの健康に関する健康教育を実施する。
	継続	78	産後ケア事業 等の実施	出産直後の母子への心身ケアや育児のサポートを行うため、産後うつの疑いのある母親に対し、宿泊・通所・訪問等による支援を実施する。	子ども家庭課	・利用回数 宿泊型:13泊 通所型:1回 訪問型:22回 産後サポート:119回	【課題】 ・平成30年度から、新たに、産後サポート事業における心理士の活用による心のケアの強化を図るなど、受診しやすい環境づくりときめ細かな支援に取り組んでおり、引き続き、産後ケア事業の更なる充実に取り組む必要がある。 【今後の取組】 ・今後は、産後ケア事業(宿泊型・通所型)の実施医療機関の更なる拡大を図るとともに、産後ケア事業等の実績を踏まえ、効果や課題を検証し、事業の見直しや、効果的な事業の実施に向けて検討する。また、支援が必要な母親を早期に発見するため、引き続き、産婦健康診査の受診率の向上に向けた周知啓発に努めるとともに、医療機関との連携を緊密にし切れ目ない支援を実施していく。